

報酬等に関する開示事項 (単体)

1. 当行 (グループ) の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1) 「対象役職員」の範囲
開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」(合わせて「対象役職員」)の範囲については、以下のとおりであります。

① 「対象役員」の範囲
「対象役員」は、当行の取締役及び取締役 監査等委員であります。なお、社外取締役及び社外取締役 監査等委員を除いております。

② 「対象従業員等」の範囲
当行では、対象役員以外の当行の役員及び従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額報酬等を受ける者」で当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員及び従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員で、「対象従業員等」に該当する者はおりません。

(ア) 「主要な連結子法人等」の範囲
「主要な連結子法人等」とは、当行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等ですが、該当する連結子法人等はありません。

(イ) 「高額報酬等を受ける者」の範囲
「高額報酬等を受ける者」とは、当行から基準額以上の報酬等を受ける者であります。当行では基準額を22百万円に設定しております。当該基準額は、当行の過去3年間(平成27年4月～平成30年3月)における役員報酬額(従業員としての報酬を含む)の平均をもとに設定しておりますが、期中退任者・期中就任者は除いて計算しております。

なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の全額を一旦控除したものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足し戻した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額報酬等を受ける者」の判断を行っております。

(ウ) 「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲
「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、又は取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 対象役職員の報酬等の決定について

① 対象役職員の報酬等の決定について
当行は、当行の役員(取締役 監査等委員を除く)の報酬体系、報酬の内容を審議する機関として、山口フィナンシャルグループにおいて報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、山口フィナンシャルグループ及び子会社の取締役の報酬等の内容にかかる決定方針及び報酬の内容(金額が確定しているものは金額、金額が確定していないものは具体的な算定方法、金額以外のものは具体的内容)を審議しております。報酬委員会は、山口フィナンシャルグループの取締役会の決議によって選定された取締役5名をもって構成し、そのうち1名以上は社外取締役としております。業務推進部門からは独立して当行の株主総会の決議の範囲内で報酬決定方針等について取締役会に答申し、取締役会にかかる答申を尊重して報酬決定方針等を決定します。

なお、取締役 監査等委員の報酬については、当行の株主総会において決議された取締役 監査等委員報酬限度額の範囲内において、会社法第361条第3項の定めに従い取締役 監査等委員の協議により決定しております。

(3) 報酬委員会等の構成員に対して払われた報酬等の総額及び報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数 (平成29年4月～平成30年3月)
報酬委員会(山口フィナンシャルグループ)	5回
取締役会(山口フィナンシャルグループ)	2回
取締役会(北九州銀行)	2回

(注) 報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載しておりません。

2. 当行 (グループ) の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

(1) 報酬等に関する方針について

① 対象役職員の報酬等に関する方針
当行は、役員報酬制度の透明性をより高めるとともに、業績の向上や企業価値増大への貢献意欲及び株主重視の経営意識を高めることを目的として、役員報酬制度を設計しております。具体的な役員報酬制度といたしましては、役員報酬等の構成を、

- ・基本報酬
- ・業績連動賞与
- ・株式給付信託(BBT=Board Benefit Trust)

としております。

基本報酬は役員としての職務内容・人物評価・業務実績等を勘案し設定しております。業績連動賞与は、業務執行から独立した立場にある取締役 監査等委員及び社外役員を対象外としたうえで当行の業績を勘案して決定しており、短期的な業績連動型報酬制度としての機能を有しております。株式給付信託(BBT)は、業績連動賞与と同様に業務執行から独立した立場にある取締役 監査等委員及び社外役員を対象外としたうえで中期経営計画の達成度に応じて変動するポイントを役員に付与することで、株主との利益の一致を図り、より中長期的な業績向上と企業価値増大へのインセンティブ向上を目的とした中長期的な業績連動型報酬制度としての機能を有しております。

役員報酬等は、株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内で決定しており、社外取締役を委員長とする持株会社の報酬委員会による審議を経て、取締役会にて決定しております。

なお、取締役 監査等委員の報酬については、株主総会において決議された取締役 監査等委員報酬限度額の範囲内で、社外取締役 監査等委員を含む取締役 監査等委員の協議により決定しております。

3. 当行 (グループ) の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役職員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。

(1) 対象役職員の報酬等の決定における業績連動部分について

① 業績連動部分の算出方法について

a. 業績連動型報酬の算定方法
当行の取締役役に配分される業績連動型報酬は、常勤取締役(監査等委員および社外を除く)を対象として、業績考課の対象期間における(親会社株主に帰属する)当期純利益をもって、業績として認識し、当該認識の業績に応じて、業績連動部分の報酬額を特定することとします。

b. 兼務役員について
山口フィナンシャルグループと当行を含むグループ内銀行を常勤兼務する役員(以下、「兼務役員」という。)については、各事業体における役員への業績連動賞与の配分計算にあたっては兼務役員をそれぞれの事業体の配分対象に含めて計算します。

ただし、兼務役員については、以下のグループ内序列の最上位の事業体の報酬枠のみを適用し、下位の事業体のみにて代表権を有する場合については、代表権を有する下位事業体の報酬枠のみを適用します。

第1位	第2位	第3位	第4位
山口フィナンシャルグループ	山口銀行	もみじ銀行	当行

c. 配分額の算定について
報酬額の取締役役への配分額は、会社ごとに以下に掲げる報酬枠に役位別の配分率を乗じ、役員数に応じた配分率の合計で除した金額といたします(円未満切捨て)。

$$\text{配分額} = \text{報酬枠} \times \text{役位別の配分率} / \text{役員数に応じた配分率の合計}$$

(注1) 役員数に応じた配分率の合計とは、役位ごとの配分率に計算対象員数を乗じたものの合計。

(注2) 計算対象員数とは、最低基準員数と実員数を比較した場合の多数の員数。なお、当行の最低基準員数は4名。

d. 報酬枠について

《山口フィナンシャルグループ》		《山口銀行》	
親会社株主に帰属する当期純利益水準	報酬枠	当期純利益水準	報酬枠
～ 100億円以下	0百万円	～ 60億円以下	0百万円
100億円超 ～ 160億円以下	18百万円	60億円超 ～ 90億円以下	20百万円
160億円超 ～ 220億円以下	27百万円	90億円超 ～ 120億円以下	30百万円
220億円超 ～ 280億円以下	36百万円	120億円超 ～ 150億円以下	40百万円
280億円超 ～ 340億円以下	45百万円	150億円超 ～ 180億円以下	50百万円
340億円超 ～ 400億円以下	54百万円	180億円超 ～ 210億円以下	60百万円
400億円超 ～ 460億円以下	63百万円	210億円超 ～ 240億円以下	70百万円
460億円超	70百万円	240億円超	80百万円

《もみじ銀行》		《当行》	
当期純利益水準	報酬枠	当期純利益水準	報酬枠
～ 40億円以下	0百万円	～ 0円以下	0百万円
40億円超 ～ 60億円以下	15百万円	0円超 ～ 5億円以下	4百万円
60億円超 ～ 80億円以下	21百万円	5億円超 ～ 20億円以下	12百万円
80億円超 ～ 100億円以下	27百万円	20億円超 ～ 30億円以下	16百万円
100億円超 ～ 120億円以下	33百万円	30億円超 ～ 40億円以下	20百万円
120億円超 ～ 140億円以下	39百万円	40億円超 ～ 50億円以下	24百万円
140億円超 ～ 160億円以下	45百万円	50億円超 ～ 60億円以下	28百万円
160億円超	51百万円	60億円超	32百万円

e. 役員別の配分率及び配分率の合計について

	配分率	山口フィナンシャルグループ		山口銀行	
		役員数に応じた配分率合計	実員数(人)	役員数に応じた配分率合計	実員数(人)
社長・頭取	1.0	3.35	1	6.35	1
会長・副社長・副頭取(代表権あり)	0.7		—		1
会長・副社長・副頭取(代表権なし)	0.6		1		—
専務	0.5		—		2
常務	0.45		3		1
取締役	0.4		1		6

	配分率	もみじ銀行		当行	
		役員数に応じた配分率合計	実員数(人)	役員数に応じた配分率合計	実員数(人)
社長・頭取	1.0	4.95	1	2.8	1
会長・副社長・副頭取(代表権あり)	0.7		—		—
会長・副社長・副頭取(代表権なし)	0.6		1		—
専務	0.5		1		2
常務	0.45		1		—
取締役	0.4		2		2

② 株式給付信託 (BBT)

当行の取締役は、配分される株式給付信託(BBT)は、山口フィナンシャルグループが策定する中期経営計画の達成度に応じたポイント(株数)付与を行い、当該付与ポイントが毎期変動することによって、当行の取締役が、当行の経営戦略により中長期的に関与するためのインセンティブ構造を確保する仕組みとしております。「b 付与ポイントの算定について」により算定されたポイントに対し、1ポイントあたり山口フィナンシャルグループ株式1株として算出した数の株式又は退任日の同株式1株の時価相当額を乗じた金額を、退任時に支給することとしております。

a. 制度対象者

本制度の対象者は、上記「①業績連動型報酬」の対象取締役と同一になります。

b. 付与ポイントの算定について

付与ポイントの算定は、取締役の役員に応じた基準ポイントに、中期経営計画に基づいた、業績連動係数を乗じることによって算出したポイントといたします。

$$\begin{aligned} & \text{(山口フィナンシャルグループ) 基準ポイント数} \times \text{業績連動係数①} \\ & \text{(当行) 基準ポイント数} \times \text{グループ内銀行の業績連動係数} \end{aligned}$$

c. 基準ポイント数

基準ポイント数は、以下のとおりとなっています。

山口フィナンシャルグループ		グループ内銀行	
役位	基準ポイント	役位	基準ポイント
社長	13,800	頭取	9,900
会長、副社長(代表権あり)	12,000	会長、副頭取(代表権あり)	9,200
会長、副社長(代表権なし)	11,000	会長、副頭取(代表権なし)	8,800
専務	9,900	専務	7,700
常務	7,700	常務	6,200
取締役	6,200	取締役	5,000

d. 業績連動係数①

業績連動係数①については、山口フィナンシャルグループの中期経営計画における「親会社株主に帰属する当期純利益」の年度毎の達成水準に応じて定まる係数により、平成30年度の採用係数を以下のとおりとしています。

係数	30年度中期経営計画利益		業績連動係数①			
	A	B	A	B	C	D
A	110%以上	407億円以上	1.2	1.0	0.8	0.6
B	100%以上	370億円以上				
C	90%以上	333億円以上				
D	90%未満	333億円未満				

e. 業績連動係数②

業績連動係数②については、当行の「当期純利益」の年度毎の達成水準に応じて、平成30年度の採用係数を以下のとおりとしています。

山口銀行

係数	30年度中期経営計画利益	
A	110%以上	275億円以上
B	100%以上	250億円以上
C	90%以上	225億円以上
D	90%未満	225億円未満

もみじ銀行

係数	30年度中期経営計画利益	
A	110%以上	110億円以上
B	100%以上	100億円以上
C	90%以上	90億円以上
D	90%未満	90億円未満

当行

係数	30年度中期経営計画利益	
A	110%以上	25.3億円以上
B	100%以上	23億円以上
C	90%以上	20.7億円以上
D	90%未満	20.7億円未満

f. 当行の業績連動係数

上記「d 業績連動係数①」に定める係数と、上記「e 業績連動係数②」に定める係数に応じて、当行の業績連動係数を決定します。

		業績連動係数①			
		A	B	C	D
業績連動係数②	A	1.2	1.1	1.0	0.9
	B	1.1	1.0	0.9	0.8
	C	1.0	0.9	0.8	0.7
	D	0.9	0.8	0.7	0.6

4. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

区分	人数(人)	報酬等の総額(百万円)	固定報酬の総額	基本報酬	変動報酬の総額	基本報酬	賞与	その他	退職慰労金
対象従業員等	—	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 当行と山口フィナンシャルグループの取締役を兼務する者の内、山口フィナンシャルグループからのみ報酬を受ける者については、対象役職員の人数及び報酬等の総額から除いております。
2. 変動報酬の総額には、当事業年度において発生した繰延報酬17百万円(対象役員17百万円)が含まれております。
3. 退職慰労金は、全額株式給付信託(BBT)によるもので、当事業年度において発生した繰延報酬34百万円(対象役員34百万円)が含まれております。

5. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。